



秋田県公報

目次

告示

生活保護法による介護機関の指定(五一三・福祉政策課)……………1
 生活保護法による指定介護機関の変更(五一四・福祉政策課)……………2
 生活保護法による指定介護機関の事業の廃止(五一五・福祉政策課)……………2
 結核予防法による指定医療機関の指定の辞退(五一六・湯沢保健所)……………3
 開発行為に関する工事の完了(五一七・鹿角地域振興局建設部)……………3

告示

秋田県告示第五百十三号
 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、
 介護扶助のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条
 の二第一号の規定に基づき、告示する。
 平成十五年七月一日

秋田県知事 寺 田 典 城

| 名 称 | 開設者氏名又は名称 | 所 在 地 | サービスの種類 | 指定年月日 |
|---------------------|----------------------|---------------------|-----------------------------------|------------|
| グループホーム つばき苑 | 有限会社ゆづ愛 代表 取締役 | 仙北郡六郷町六郷字馬町三番地 | 痴呆対応型共同生活介 護 | 平成十五年四月一日 |
| グループホーム湯沢四季の 里 | 伊藤建友株式会社 代 表取締役 | 湯沢市西新町九番地七 | 痴呆対応型共同生活介 護 | 平成十五年六月一日 |
| 合資会社第一タクシー介護 事業部 | 合資会社第一タクシー 代表社員 | 能代市万町六番三十二号 | 訪問介護 | 平成十五年五月一日 |
| 町立田沢湖病院 | 田沢湖町長 | 仙北郡田沢湖町生保内字浮世坂十七番地一 | 訪問介護・訪問リハビ リテーション・居宅療 養管理指導 | 平成十五年六月一日 |
| デイサービス楓 | 有限会社大樹デイサー ビス楓 代表 | 本荘市出戸町字一番堰百二十八番地 | 通所介護 | 平成十五年五月十五日 |

自衛官の募集期間(五一八・総務課)……………3
 自衛官採用試験の試験期日等(五一九・総務課)……………3
 公告
 特定調達契約に係る一般競争入札の実施(国際教養大学設置準備事務局)二
 件……………4
 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請(県民文化生活課)二件……………6
 土地改良区の役員の変更及び就任の届出(山本地域振興局農林部)……………6
 物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)……………7
 特定調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)……………7

| | | | | |
|------------------|----------------------|-------------------|-------------|------------|
| ぐるーぽーむ「せきがみ」 | 医療法人寿光会 理事 長 | 鹿角市十和田大湯字前田二十九番地 | 痴呆対応型共同生活介護 | 平成十五年六月六日 |
| りんこの里福寿園訪問介護センター | 社会福祉法人横手福寿会 理事長 | 平鹿郡増田町増田字本町百十七番地 | 訪問介護 | 平成十五年六月十日 |
| グループホーム やまゆりの家 | 有限会社 エネルギーのささき 代表取締役 | 仙北郡南外村字下木直五百十九番地四 | 痴呆対応型共同生活介護 | 平成十五年四月十五日 |

秋田県告示第五百十四号
生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があつ

たので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。
平成十五年七月一日

秋田県知事 寺 田 典 城

| | | | | | |
|---------------------|---------------------|--------------------|---------------------------|---------------------------|-----------|
| 森吉町社会福祉協議会指定訪問介護事業所 | 社会福祉法人森吉町社会福祉協議会 会長 | 北秋田郡森吉町米内沢字御嶽六十三番地 | 変更前 北秋田郡森吉町米内沢字御嶽六十三番地 | 変更後 北秋田郡森吉町米内沢字の上八十五番地 | 平成十五年四月一日 |
|---------------------|---------------------|--------------------|---------------------------|---------------------------|-----------|

秋田県告示第五百十五号
生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から事業の廃止の届出

があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。
平成十五年七月一日

秋田県知事 寺 田 典 城

| | | | | |
|-------------------|--------------|----------------|----------|-----------|
| 株式会社大与能代居宅介護支援事業所 | 株式会社大与 代表取締役 | 能代市中和二丁目五番三十五号 | 居宅介護支援事業 | 平成十五年五月一日 |
|-------------------|--------------|----------------|----------|-----------|

| | | | | |
|--------------|-----------------|------------------------|-----------|-------------|
| 田町デイサービスセンター | 角館町長 | 仙北郡角館町田町上丁三十五番地一 | 通所介護 | 平成十五年三月三十一日 |
| 協和病院 | 医療法人慧眞会 理事 長 | 仙北郡協和町上淀川字五百刈田二百七十七番地一 | 介護療養型医療施設 | 平成十五年六月一日 |

秋田県告示第五百十六号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退があつたので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の六第二項において準用する同条第一項の規定に基づき、告示する。

平成十五年七月一日

秋田県知事 寺田典城

| | | |
|----------|-----------------|-----------|
| 名称 | 所在地 | 辞退年月日 |
| 荘司医科歯科医院 | 羽後町貝沢字稲荷二十三番地の九 | 平成十三年五月五日 |

秋田県告示第五百十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、平成十四年十月二十二日付け指令鹿建 千四百六十一で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十五年七月一日

秋田県知事 寺田典城

- 一 開発許可を受けた者の住所及び氏名
鹿角市八幡平字小山五十番地
医療法人翠峰会 理事長 熊谷光子
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
鹿角市八幡平字小山五十番、九十二番一、九十四番一、九十五番、五十番地先道路

秋田県告示第五百十八号

平成十五年度第二次二等陸士、二等海士及び二等空士の募集期間が次のとおり定められたので、自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第一百四十四条及び百零八条の規定に基づき、告示する。

平成十五年七月一日

秋田県知事 寺田典城

募集期間

平成十五年七月一日から平成十五年九月十日まで

秋田県告示第五百十九号

平成十五年度第二次二等陸士、二等海士及び二等空士の採用試験の試験期日及び試験場を次のとおり定めたので、自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第百七十七条第一項及び百八十八条の規定に基づき、告示する。

平成十五年七月一日

秋田県知事 寺田典城

| 試験期日 | | 試験場 | | 募集地域 |
|-----------------|-----------------|----------------|------------------|-------|
| 名 | 称 | 位 | 置 | |
| 自衛隊秋田地方連絡部 | 自衛隊秋田地方連絡部 | 秋田市山王四丁目三番三十四号 | 秋田市寺内字將軍野一番地 | 秋田県全域 |
| 自衛隊秋田地方連絡部大館出張所 | 自衛隊秋田地方連絡部大館出張所 | 大館市赤館町三番三号 | 大館市、鹿角市、北秋田郡、鹿角郡 | |

受付時に指定する日

| | | |
|-------------------|-----------------|------------------|
| 自衛隊秋田地方連絡部能代募集事務所 | 能代市花園町二十番二十二号 | 能代市、山本郡 |
| 自衛隊秋田地方連絡部秋田募集案内所 | 秋田市茨島二丁目八番二十四号 | 秋田市、男鹿市、河辺郡、南秋田郡 |
| 自衛隊秋田地方連絡部本荘募集事務所 | 本荘市出戸町字給人町七番三号 | 本荘市、由利郡 |
| 自衛隊秋田地方連絡部大曲募集事務所 | 大曲市田町二十一番五号 | 大曲市、仙北郡 |
| 自衛隊秋田地方連絡部横手募集事務所 | 横手市横手町字上真山百九十五号 | 横手市、湯沢市、平鹿郡、雄勝郡 |

公 告

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十五年七月一日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
 - (一) 委託業務の名称及び数量
国際教養大学情報ネットワークシステム基盤整備業務 一式
 - (二) 委託業務の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
 - (三) 納入期限
平成十六年三月十九日(金)
 - (四) 納入場所
河辺郡雄和町椿川字奥椿岱 国際教養大学キャンパス
- 二 入札に参加する者に必要な資格等
地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。
- (一) 入札説明書で定める要件を満たすものであること。
- (二) 当該委託契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (三) 契約条項を示す場所等
- 三 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七二 秋田市山王三丁目一番一号

秋田県企画振興部国際教養大学設置準備事務局
電話(〇一八 八六〇 五四五六)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日を守る条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十五年七月一日(火)から同年八月十一日(月)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十五年八月二十日(水)午後一時五分

五 入札保証金

秋田県庁第二庁舎 三十五会議室

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第六十條から第六十三條

までに規定するところによる。

六 その他

(一) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(二) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

(三) 入札の無効

秋田県財務規則第六十六條に規定するところによる。

(四) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(五) 契約書作成の要否 要

(六) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

(七) その他

詳細は、入札説明書による。

七 概要

Summary

- 1 Nature and quantity of item to be built: Akita International University network and communication system 1 set
- 2 Time-limit of tender: 1:05 P.M. 20 August, 2003
- 3 Contact point for the notice: Akita International University Preparation office, Department of Planning and Development, Akita Prefectural Government, 3-1-1 Sanno, Akita City, Akita Prefecture 010-8572, Japan TEL 018-860-5456

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十五年七月一日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
 - (一) 委託業務の名称及び数量
国際教養大学事務管理システム整備業務 一式
 - (二) 委託業務の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
 - (三) 納入期限
平成十六年三月十九日（金）
 - (四) 納入場所
河辺郡雄和町椿川字奥楢岱 国際教養大学キャンパス
- 二 入札に参加する者に必要な資格等
- (一) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
- (二) 入札説明書に定める要件を満たすものであること。
- (三) 当該委託契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (四) 当該委託契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
 - (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七二 秋田市山王三丁目一番一号
秋田県企画振興部国際教養大学設置準備事務局
電話（〇一八 八六〇 五四五六）
 - (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日を守る条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十五年七月一日（火）から同年八月十一日（月）までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所

平成十五年八月二十日（水）午後二時五分

秋田県庁第二庁舎 三十五会議室

五 入札保証金

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号）第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(二) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記入すること。

(三) 入札の無効

秋田県財務規則第六十六条に規定するところによる。

(四) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(五) 契約書作成の要否 要

提出書類等

(六) 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

(七) その他

詳細は、入札説明書による。

七 概要

Summary

- 1 Nature and quantity of item to be built: Akita International University Integrated office system 1 set
- 2 Time-limit of tender: 2:05 P.M. 20 August, 2003
- 3 Contact point for the notice: Akita International University Preparation office, Department of Planning and Development, Akita Prefectural Government, 3-1-1 Sanno, Akita City, Akita Prefecture 010-8572, Japan TEL 018-860-5456

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五第四項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十五年七月一日

秋田県知事 寺田典城

一 申請のあつた年月日
平成十五年六月十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
宝寿会

三 代表者の氏名
高橋 一夫

四 主たる事務所の所在地
仙北郡千畑町土崎字厨川百三十一番地

五 定款に記載された目的

この法人は高齢者、障害者及び、その家族に対して健康の回復、維持、増進、就労生活、物資調達、地域生活参画、生活、介護支援に関する事業を行い高齢者や障害者及び家族の生きがい有る生活に寄与することを目的とする。

六 定款の変更内容
特定非営利活動事業内容の変更と理事定数の増員

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五第四項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十五年七月一日

秋田県知事 寺田典城

一 申請のあつた年月日
平成十五年六月二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
大曲ふれあい会

三 代表者の氏名
齋藤 八郎

四 主たる事務所の所在地
大曲市朝日町七番四十一号

五 定款に記載された目的
この法人は、精神障害者に対し、保健・福祉に関する事業を行い、精神障害者の

社会復帰と自立生活に寄与することを目的とする。

六 定款の変更内容
会員の種別並びに役員の数及び選任等の変更

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次の土地改良区から次のとおり役員の変更及び就任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十五年七月一日

秋田県知事 寺田典城

一 能代市東雲原土地改良区
(一) 退任理事の住所及び氏名

能代市向能代字トトメキ百四十八番地

比八田字十二ヶ村四十四番地

五十二番地

二百五十四番地

三十七番地

真壁地字トトメキ沢四百九十三番地

落合字落合十七番地

能代市向能代字トトメキ百四十八番地

比八田字十二ヶ村四十四番地

二百五十四番地

真壁地字トトメキ沢四百九十三番地

落合字落合十七番地

竹生字竹生七十五番地

比八田字十二ヶ村五十四番地

能代市竹生字笹ノ台八百七十七番地

字竹生七十五番地

落合字上大野台二百三十九番地

就任理事の住所及び氏名

能代市落合字上大野台二百三十九番地

磐字杉沢野七十六番地

竹生字笹ノ台八百七十三番地

二 山本町泉八日土地改良区

(一) 退任理事の住所及び氏名

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------|-------|---------|-------|---------|---------|---------|---------|-------|-------|---------|---------|---------|-------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 平 沢 靖 夫 | 柿 崎 昇 | 菅 原 正 己 | 菊 池 実 | 佐 藤 武 雄 | 渡 部 敏 夫 | 大 淵 忠 則 | 平 沢 靖 夫 | 柿 崎 昇 | 菊 池 実 | 渡 部 敏 夫 | 大 淵 忠 則 | 柴 田 義 明 | 桜 田 充 | 中 田 義 明 | 米 屋 正 志 | 米 屋 正 志 | 萩 原 勝 則 | 佐 藤 一 夫 |
|---------|-------|---------|-------|---------|---------|---------|---------|-------|-------|---------|---------|---------|-------|---------|---------|---------|---------|---------|

| | |
|----------------------|------|
| 山本郡山本町森岳字泉八日百六十四番地の一 | 石井重夫 |
| 八竜町川尻字東大堤下七十一番地の七 | 関金悦 |
| 山本町森岳字泉八日二十番地 | 安藤浩 |
| 八竜町川尻字川尻根下十二番地 | 関弘 |
| 山本町森岳字泉八日二十三番地 | 神馬明 |
| 字榊田五十四番地 | 唐土義弘 |
| 字泉八日二十二番地 | 石井周一 |
| 字榊田五十四番地 | 吉田進 |
| 五十五番地 | |
| 就任理事の住所及び氏名 | |
| 山本郡山本町森岳字泉八日百六十四番地の一 | 石井重夫 |
| 八竜町川尻字川尻根下十二番地 | 関弘 |
| 三十九番地 | 杉沢豊久 |
| 山本町森岳字泉八日二十二番地 | 石井周一 |
| 三十四番地 | 鈴木秀高 |
| 六十八番地 | 安藤義隆 |
| 字榊田五十四番地 | 唐土義弘 |
| 字榊田五十四番地の一 | 伊藤章 |

秋田県知事 寺田典城

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十五年七月一日

- 一 入札に付する事項
 - (一) 購入物品名及び数量
小型除雪車（一・三メートル級） 二台
 - (二) 購入物品の仕様等
 - (三) 入札説明書及び仕様書による。
 - (四) 納入期限
平成十五年十一月十四日（金）
 - (五) 納入場所
秋田県由利地域振興局建設部
- 二 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。
- (三) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課契約班（電話〇一八 八六〇 二七三三八）

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を守る条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十五年七月一日（火）から同月十日（木）までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十五年七月十七日（木）午後一時三十分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第百六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加する者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十五年七月一日

秋田県知事 寺田典城

- 一 入札に付する事項
 - (一) 購入物品名及び数量
 - (二) 超高真空多元スパッタ装置 一式
 - (三) 購入物品の仕様等
 - (四) 入札説明書及び仕様書による。
 - (五) 納入期限
 - (六) 平成十六年三月二十九日(月)納入場所
 - (七) 秋田県高度技術研究所
- 二 入札に参加する者に必要な資格
 - (一) 入札に参加する者に必要な資格
 - (二) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
 - (三) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
 - (四) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
 - (五) 資格に係る申請
 - (一) 資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格審査申請書を(一)に掲げる場所へ平成十五年八月一日(金)までに提出すること。
 - (二) 資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格審査申請書を(一)に掲げる場所へ平成十五年八月一日(金)までに提出すること。
 - (六) 契約条項を示す場所等
 - (七) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
 - (八) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)
 - (九) 入札説明書及び仕様書の交付方法
 - (十) 秋田県の休日等を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十五年七月一日(火)から同年八月十一日(月)までの期間、随時交付する。
 - (十一) 入札執行の日時及び場所
 - (十二) 平成十五年八月二十二日(金)午前十一時
 - (十三) 秋田県庁地下一階管財課入札室
 - (十四) 入札保証金
 - (十五) 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第六十条から第六十二条までに規定するところによる。
 - (十六) その他

発行者 秋田県
 秋田市山王四丁目一番一号
 購読料金 一月三千五百円

印刷所
 印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話 018-876-862 FAX 018-876-863
 E-mail: matsubarar@natsubararansatsu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原 繁 雄



- (一) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (二) 入札の方法
落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一元未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記入すること。
- (三) 入札の無効
秋田県財務規則第六十六条に規定するところによる。
- (四) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二名以上あるときは、くじにより決定する。
- (五) 契約書作成の要否 要
契約の締結
- (六) この公告に係る契約は、秋田県議会において、当該契約に係る議案が可決されたときをもって締結する。
- (七) 提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。
- (八) その他
詳細は、入札説明書による。
- 七 概要
Summary
 1 Nature and quantity of item to be purchased : Multi-Purpose UHV (Ultra-High Vacuum) Sputtering System 1 set
 2 Time-limit of tender : 11:00 A.M. 22 August, 2003
 3 Contact point for the notice : Property Management Division, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2738